

昭和四十九年五月三十一日提出
質問 第三三三号

はり、きゆう、あん摩、マッサージに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年五月三十一日

提出者 小沢貞孝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

はり、きゆう、あん摩、マッサージに関する質問主意書

七十歳以上の老人の医療無料化等に伴つて、はり、きゆう、あん摩、マッサージ関係の仕事量が減つている。

全盲者その他を含めて前記作業に従事している人達は十数万人以上といわれるが、それらの人のうち特に行動範囲のせまい人達がその影響を受けて減収となり、生活苦を訴えはじめている。人生のハンデを背負わされた人達だけに放置できない問題であり、反面、これらの治療が老人の精神的医療、治療面にも重要な役割りを果たしていると考えられる現況からも等閑視できない。

これらのゆがみを直すことは緊急事と思われるので、次の事項につき、政府の見解を伺いたい。

一 現在、はり、きゆう、あん摩、マッサージ等の治療を受けるための健康保険の適用を受ける

ためには医師の同意書が必要である。これを簡素化して柔道整復師の場合と同様に医師の同意

だけで健康保険の適用を受けられるようにすべきだと思うが、どうか。

二 はり、きゆう、あん摩、マッサージ等の治療に対する健康保険の給付率が安すぎるといわれている。政府はこの際、これらの保険点数を再検討の上、引き上げるべきだと思うが、どうか。

三 はり、きゆう、あん摩、マッサージ等の治療は、特に老人性の肩こり、その他に利きめがあるといわれるから、これらの治療を受けやすいように半額補助券を出すなど、国で助成策を考えるべきだと思うが、どうか。

右質問する。